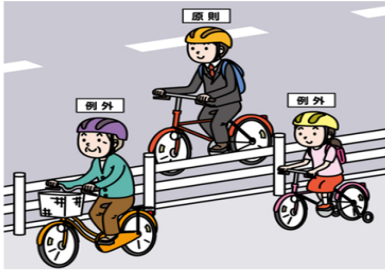


# 守りましょう！ 自転車安全利用五則

## ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者優先



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



対向車等と衝突する危険性が高まります。自転車は、車道の左側（車両通行帯のない道路では左側端）を通行しなければなりません。



上記の標識※などにより歩道通行が認められる場合でも、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止しなければなりません。

## ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



## ③ 夜間はライトを点灯



## ④ 飲酒運転は禁止



## ⑤ ヘルメットを着用



- 頭のサイズに合ったものを選びましょう！
- 先端はまゆ毛の上辺りに合わせて水平に！
- あごひもは、指が1～2本入る程度に調整！



福岡県警察

こちらもお忘れなく！



※ 県条例で自転車保険への加入が義務化（令和2年10月～）



箱崎宮前交番

東警察署  
☎643-0110



福岡県警察  
ホームページ

## 秋の交通安全県民運動

令和7年9月21日（日）～同年9月30日（火）

令和7年7月中の  
箱崎宮前交番管内  
事件事故の発生状況  
※（ ）内は前年比

|            |         |
|------------|---------|
| ○侵入盗（空き巣等） | 0件（-2）  |
| ○置き引き      | 0件（-2）  |
| ○車上ねらい     | 0件（-2）  |
| ○万引き       | 10件（+3） |
| ○乗り物盗      | 20件（+4） |
| ○詐欺        | 1件（±0）  |
| ○暴行等       | 5件（+2）  |
| ○不同意わいせつ等  | 0件（±0）  |
| ○ケガのある交通事故 | 14件（+1） |

～テロを許さない社会の実現へ～

- 不審者発見の着眼点は以下をご参照ください
- カメラやビデオによる周辺の撮影・録音
  - 双眼鏡や望遠鏡を使用しての施設の観察
  - 乗車状態での長時間駐車、レンタカーでの周辺徘徊
  - 人の流れに逆行した動き、一箇所に立ち止まっの周囲観察
  - 夏場の長袖上着等、異様に肌を隠す服装
  - 不自然な大きさ・重量感のある鞆やクラブケースの所持
  - etc...